

第 27 回軽米町議会定例会

令和 4 年 2 月 28 日 (月)

午前 10 時 04 分 開 会

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の令和 4 年度施政方針演述
- 日程第 4 教育長の令和 4 年度教育行政方針演述
- 日程第 5 同意案第 1 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求め
ることについて
- 日程第 6 同意案第 2 号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについ
て
- 日程第 7 同意案第 3 号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについ
て
- 日程第 8 同意案第 4 号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについ
て
- 日程第 9 同意案第 5 号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについ
て
- 日程第 10 同意案第 6 号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについ
て
- 日程第 11 同意案第 7 号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについ
て
- 日程第 12 同意案第 8 号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについ
て
- 日程第 13 同意案第 9 号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについ
て
- 日程第 14 同意案第 10 号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについ
て
- 日程第 15 同意案第 11 号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについ
て
- 日程第 16 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第 17 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第 18 報告第 1 号 専決処分事項の報告について

- 日程第 1 9 議案第 1 号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 2 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議案第 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議案第 4 号 軽米町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 3 議案第 5 号 へき地保育所設置条例を廃止する条例
- 日程第 2 4 議案第 6 号 軽米町ミレットパーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 5 議案第 7 号 雪谷川ダムフォリストパーク・軽米設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 6 議案第 8 号 令和 3 年度軽米町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 2 7 議案第 9 号 令和 4 年度軽米町一般会計予算
- 日程第 2 8 議案第 1 0 号 令和 4 年度軽米町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 1 1 号 令和 4 年度軽米町下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 1 2 号 令和 4 年度軽米町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 1 3 号 令和 4 年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 1 4 号 令和 4 年度軽米町水道事業会計予算

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君	12番	松浦	満	雄	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	梅木	勝彦	君
会計管理者兼 税務会計課 総括課長兼 収納・会計 担当課長		福島	貴浩	君
町民生活課	総括課長	松山	篤	君
健康福祉課	総括課長	内城	良子	君
産業振興課	総括課長	江刺家	雅弘	君
地域整備課	総括課長	工藤	薫	君
再生可能エネルギー 推進室	長	梅木	勝彦	君
水道事業所	長	工藤	薫	君
教育委員会	教育長	菅波	俊美	君
教育委員会事務局	総括次長	大清水	一敬	君
選挙管理委員会	事務局長	梅木	勝彦	君
農業委員会	会長	山田	一夫	君
農業委員会事務局	長	江刺家	雅弘	君
監査委員		西山	隆介	君
監査委員会事務局	長	小林	千鶴子	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴子	君
議会事務局	主任主査	関向	孝行	君
議会事務局	主事補	小野家	佳祐	君

◎開会及び開議の宣告

- 議長（松浦満雄君） ただいまから第27回軽米町議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

◎諸般の報告

- 議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で町長から同意案11件、諮問2件、報告1件、議案14件及び各課の事務報告書の提出がありました。

次に、本定例会に提出された一般質問通告は、上山誠君、西館徳松君、田村せつ君、茶屋隆君、中村正志君、細谷地多門君、山本幸男君、江刺家静子君の8名であります。いずれも印刷配布してございますので、朗読は省略いたします。

監査委員から、令和3年11月分から令和4年1月分までに關する現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配布してございます。

また、閉会中の議会の出来事につきましては、議会事務局日誌として写しをお手元に配布してございますので、ご了承願います。

本定例会の会期については、2月21日午前10時から議会運営委員会が開かれ、その結果、会期は本日より3月14日までの15日間とし、同意案11件と諮問2件については本日本会議場において審議、採決することとし、報告1件については本会議場において報告、質疑を受け終結、議案第1号から議案第14号までの14件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

また、議会運営委員会の協議において、本日行われる町長の令和4年度施政方針演述と教育長の令和4年度教育行政方針演述に対しまして、特にこれに限り追加質問を許すことで協議が調った旨、議会運営委員長より報告がありました。質問される議員は、明日3月1日正午までに通告願います。

次に、管外から郵送により陳情書3件の提出がありましたので、資料としてお手元に配布してございます。

本定例会の日程及び議案の付託区分表は、お手元に印刷配布してございますので、朗読を省略します。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において9番、細谷地多門君、10番、山本幸男君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月14日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より3月14日までの15日間に決定しました。

◎町長の令和4年度施政方針演述

○議長（松浦満雄君） 日程第3、町長の令和4年度施政方針演述を行います。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 本日ここに令和4年3月定例会開催に当たりまして、令和4年度の町政運営に対する私の所信を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。全国では、新型コロナウイルスのオミクロン株による感染拡大により、まん延防止等重点措置が3月6日まで31都道府県に適用されております。

また、県では1月23日に県独自の「岩手緊急事態宣言」を発し、感染拡大対策の再徹底に取り組んでおりますが、依然として感染の終息には至らない状況となっております。

町におきましても、令和2年12月に1名の感染者が確認されてから2月24日現在、町職員を含む24名の感染者が確認されており、町民の皆様には多大なるご心配をおかけしております。

引き続き、感染を防ぐために、町民の皆様には不要不急の外出の自粛やマスクの着用、手指の消毒、3密の回避など基本的な感染対策の徹底をお願い申し上げます。

現在国内で進められている新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）につきましては、町では1月から医療従事者、高齢者施設入所者及び職員の接種を

進め既に完了しております。65歳以上の一般高齢者の接種は2月中旬から実施しており、一般高齢者の接種も当初の予定より1か月早い3月には接種が完了するよう進めてまいります。

また、新たに5歳から11歳の小児を対象とした接種も、今後始まる64歳以下の接種と同時進行で進めることとし、希望する町民が一日も早く接種を安全で確実に完了できるよう進めてまいります。

「かるまい交流駅（仮称）整備事業」について申し上げます。「かるまい交流駅（仮称）整備事業」につきましては、ご承知のとおり、工事現場から医療廃棄物等が出土し、撤去処分が必要となったことから、工事完了は令和5年7月25日の見通しとなったところでございます。

現在、医療廃棄物撤去処分等に要した費用の負担については、県医療局との協議を代理弁護士に依頼しており、確定にはもう少し時間を要すると推察しております。

また、「かるまい交流駅（仮称）」につきましては、これまでの公民館活動、図書館活動等を引き継ぐとともに、関係する機関や団体の皆様と連携し、開館に向けての準備を進めてまいります。

さて、令和4年度予算につきましては、3年度目となる「かるまい交流駅（仮称）整備事業」や「公営住宅整備事業」、「高齢者ごみ出し支援事業」のほか、新型コロナウイルス感染症対策事業等により、昨年度に比べ1.2%、8,600万円増の73億5,200万円の予算額として計上したところであります。

歳入におきましては、償却資産に係る課税標準額の増により固定資産税が1億1,000万円余りの増を見込むほか、町税の確保や適正な受益者負担をお願いしつつ、ふるさと納税などの自主財源の確保に努めるとともに、歳出につきましても事業目的の達成度や費用対効果の検証による事務事業の見直しをはじめ、地域活性化や福祉の向上、教育環境の充実等、優先的事業への重点配分に努めつつ、予算編成に取り組んだところでありますが、3億600万円余りの財源不足が生じ、財政調整基金により調整させていただいたところでございます。

今後の財政運営に当たりましては、厳しい財政状況と将来的負担の軽減を図るため、創意工夫により一層効果的な予算執行に努めてまいります。

以下、総合発展計画の施策項目に沿い、令和4年度の主要施策について申し上げます。

緑豊かで美しい景観の保持と再生可能エネルギーの活用等、資源循環型の社会の構築を目指す、豊かな自然と美しい景観のまちづくりについて申し上げます。軽米町の豊かな自然環境の保全につきましては、清潔で住みよい町づくりのため、町民総参加のクリーンアップデー事業を継続実施し、美しい町づくりと環境衛生に対する意識の高揚を図るとともに、花作りを通じて「花と緑に包まれた町」を創造する

ことを目的とする「花いっぱい運動推進事業」や「チューリップ植栽事業」等につきましても、これまで以上に参加を呼びかけてまいります。

地球温暖化対策の推進につきましては、メガソーラー施設の「軽米・高家太陽光発電所」が本年12月末からの売電開始に向けて順調に工事が進められております。

次に、本年度のゼロカーボンに関わる取組としては、意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」が交付される「脱炭素先行地域」に選定されるよう取組を進めてまいります。

また、地球温暖化防止や低炭素社会の実現を目的に、電気自動車を購入した方や家庭用太陽光発電設備を整備した方の経費を一部助成する「ゼロカーボン推進事業費補助金」を継続して実施してまいります。

大規模養鶏団地の誘致につきましては、現在、県との林地開発許可に向けて協議を続けているところであり、大規模園芸施設の誘致につきましては、現地法人の設立、事業計画の策定準備を進めており、着実に事業を推進してまいります。

次に、町民が生き生きと活力を持って地域づくり、町づくりが進められる社会の構築を目指す一人一人がいきいき暮らすまちづくりについて申し上げます。

生涯学習の推進につきましては、多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、豊かな学習機会や情報の提供に努めるとともに、社会参加活動の促進を図りながら、町民の主体的な学習活動の支援に努めてまいります。

また、少子高齢化が進む中で高齢者が、生きがいを持って健康で豊かな生活を送るために学習内容の充実を図ります。併せて高齢者の知恵や技術を積極的に活用した世代交流など高齢者の社会参加を進めてまいります。

生涯スポーツの振興につきましては、オリンピック・パラリンピックが開催されたことにより、スポーツ活動への関心が高まっていることから、関係する事業への取組により機運醸成を図るとともに、スポーツ振興を推進し、健康増進を図ってまいります。

保健対策の充実と医療体制の維持につきましては、従来の集団健診に加えて個別検診を実施し、健診体制の拡充を図るとともに糖尿病重症化予防事業、脳卒中予防事業などの取組を進めてまいります。

町の重要な課題となっている自殺対策につきましては、家庭訪問事業や相談体制の強化を図るとともに、ゲートキーパーの養成など、町民が支え合う体制づくりに努めてまいります。

また、高齢者の保健事業と介護予防事業に一体的に取り組み、低栄養、口腔機能の低下などフレイル予防に取り組んでまいります。

国民健康保険事業の運営につきましては、新年度予算におきましても、岩手県国保運営方針に従い、一般会計からの法定外繰入れを行わず、保険税率の改定等は行

わないこととするほか、「子育て世代の経済的負担軽減」の観点から、令和4年度分の国保税から未就学児の均等割軽減措置を導入することとして予算を編成したところでございます。医療費の状況が県への納付金算定の基礎となることから、現在の水準を維持するとともに、医療費の適正化に努め、町民への負担が大きくならないよう努めてまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、保険料の確実な収納と徴収に努めるとともに、各種検診の受診率向上を図ってまいります。

福祉の充実につきましては、住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう認知症に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに本人や家族の支援に努めてまいります。

また、住民主体の常設型居場所「トコトコかるまい広場」の運営、活動の後方支援を通して、住民が世代を超えて支え合う地域共生社会に向けて、多様化・複雑化する相談に総合的に対応できるよう地域包括ケアシステムの深化と推進を図ってまいります。

障がい者福祉につきましても、「軽米町障害者福祉計画」に沿い、住民が人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、自立支援給付や地域生活支援事業を実施してまいります。

働きながら、安心して子育てができ、時代の潮流に的確に対応した教育など、子育て環境日本一を目指すまちづくりについて申し上げます。

子育て支援環境の充実につきましては、子育て世代包括支援センター「めぐかる」を中心に、母子の個別プランの作成や子育てに関する研修会などを実施するとともに、高校生までを対象とする医療費助成やインフルエンザ予防接種への助成、妊産婦健診に関わる交通費助成を引き続き実施してまいります。

また、広報やホームページでの情報発信に加え、SNSを活用したタイムリーな情報発信に努めてまいります。

子育て家庭への支援や育児不安についての相談などを行う「ピヨピヨ広場」の運営や「軽米児童クラブ」での小軽米・晴山小学校児童の送迎事業につきましても、継続して取り組んでまいります。

また、当町におきましては、保育園での2人目以降の保育料無償化など、先駆的に子育て支援に取り組んでまいりましたが、本年4月より保育料の完全無償化により保育の充実に努めます。

また、本年4月から、笹渡保育園と小軽米保育園を統合し、社会的教育環境の充実に努め、安全で安心の保育に努めてまいります。

教育の充実につきましては、「豊かな学力」の定着のため全ての学校に学力向上支援員を継続して配置し、理解や習熟の程度に合わせ、個に応じたきめ細やかな指

導体制の充実を図るとともに、「GIGAスクール構想」により整備したICT機器をより効果的に活用した新たな授業づくりや幅広い活用に向けて研修の一層の充実を図り、児童生徒の習熟度と学習意欲の向上に努めてまいります。

学校給食につきましては、昨年度から中学校までの児童生徒分を完全無料化とするとともに、食材の地産地消と郷土食のメニュー化を図りながら食育を推進してまいります。

また、県立軽米高等学校への支援につきましても、教育環境の整備やキャリア教育推進事業への支援、通学補助の拡充等を行い、引き続き魅力ある学校づくりへの支援を行ってまいります。

「総合発展計画」で子育て支援環境の充実の一つとして位置づけております子供や保護者など安心して、安全に遊ぶことのできる公園の整備に向け、子育て世代の意見や要望等を伺う機会を設け、設計に反映できるよう進めていくとともに、財源の確保や管理体制等の検討を進めてまいります。

かるまいブランドや六次産業化の推進、農林畜産業、商工業の振興を目指す資源を生かした地域産業のまちづくりについて申し上げます。

かるまいブランドの推進につきましては、令和3年度に新たに町の特徴ある資源を活用した1品目が認証され、現在31品目と、年々認証商品数は増加しております。しかしながら、認証制度創設以来10年を迎えようとしておりますが、いまだに町の知名度向上につながるような商品の開発に至っていないというご意見等もあることから、商工会等関係機関と連携を図りながら、「(仮称)プレミアムかるまいブランド認証商品」の確立についても検討してまいります。

今後も六次産業化につきましては、商品開発等促進事業等を活用した新商品の開発を推進し、首都圏などの対面販売やPR活動を行うとともに、ホームページやSNSを活用した販売や情報発信の強化等により、知名度の向上と販路拡大に努めてまいります。

農業の振興につきましては、令和4年度より「環境に優しい生分解性資材普及拡大事業」を創設し、環境に配慮した農業資材である生分解性マルチの購入経費の一部を助成し、農業分野における廃プラスチックの排出抑制を図り、環境負荷の軽減と農作業労力の省力化を図ってまいります。

主食用米については、県で設定した地域の生産目安を参考に、需要に応じた米生産を進め、水田を有効に活用した飼料用米等の転作作物の生産拡大を図り、園芸作物や雑穀、工芸作物については生産者の維持確保に努め、安定生産と品質の向上を図るとともに、畜産につきましても引き続き産地づくりに必要な支援を行ってまいります。さらに、日本型直接支払制度を引き続き活用し、地域の共同活動や農業生産活動の維持を支援し農用地の保全を図ってまいります。

また、地域農業マスタープランに基づき、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、担い手への農地集積を推進してまいります。

担い手の確保・育成につきましては、親元就農給付金等の活用による新規就農者の支援を進めるとともに、国や県の補助事業の有効活用を図り認定農業者を中心とした担い手の育成に取り組んでまいります。

林業振興につきましては、本町の山林資源を活用する木炭、シイタケ生産者や森林組合等との連携を図り、森林資源の有効活用と森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させることができるよう、引き続き森林整備事業や広葉樹里山森林資源活用等事業等を実施し推進してまいります。

商工業の振興につきましては、商工会や商店街活動の維持・強化を図るため、財政的支援を継続するとともに、町内商工業者の経営基盤を強化するため、国・県などの助成制度や町融資あっせん制度等の金融支援を推進してまいります。

また、商工会や軽米ショッピングカード会と連携し、令和2年度及び令和3年度に引き続き、地方創生臨時交付金を活用した大型の「プレミアム付き商品券」発行事業を継続し、町内における経済活動の循環を推進してまいります。

さらに、商工会青年部や女性部と関係団体が一体となって、令和5年度に開設予定の「かるまい交流駅（仮称）」を活用した、中心商店街のにぎわい創出につながる魅力的なイベントの創出等に努めてまいります。

多様な交流によるにぎわいのある町を目指す、多様な交流が生まれる魅力あるまちづくりについて申し上げます。

観光産業の推進につきましては、ポストコロナを見据え、「森と水とチューリップフェスティバル」をはじめとする当町の主要な観光イベントに創意と工夫を加え継続して開催するとともに、分散型レジャー志向に対応した、自然や花を観光資源とする新たなイベントの創出に努め、交流人口の拡大に努めてまいります。

また、折爪岳自然公園やヒメボタル等を活用した広域連携による集客の促進により、北岩手全体の魅力の向上に努めるとともに、FM岩手、ビーFM、SNSを活用したタイムリーな情報発信により、ターゲットを絞ったきめ細やかな情報提供を強化し、多様な交流の創出に積極的に取り組んでまいります。

移住・定住・交流事業の推進につきましては、地域おこし協力隊の継続した募集や首都圏での移住イベントによる町のPRを進めるとともに、「空き家等活用推進事業費補助金」や「移住体験補助金」などにより、移住環境の整備の充実を図ってまいります。

また、地域活性化起業人活用推進事業やふるさと納税推進により交流人口と関係人口の拡大に努めてまいります。

生活インフラの整備や防災、交通安全対策の充実や、多様なコミュニティー活動

により生活環境の向上を目指す、共に支え合う安心・安全なまちづくりについて申し上げます。

安全な暮らしのための環境づくりについて申し上げます。ここ数年交通事故件数は、衝突被害軽減ブレーキの装備等を背景として、県内、全国とともに減少傾向にあります。令和2年中の岩手県内における死亡者は46人で、このうち高齢者は67%にも及び最も高い比率となっております。

町としましては、「高齢者と子どもの交通事故防止」を推進するため、交通安全教室の開催や街頭啓発活動などを通じて、交通安全思想の普及と正しい交通マナーの一層の啓発に努めてまいります。

防災対策につきましては、地震や台風などの自然災害に強い地域づくりを推進するため、昨年度「国土強靱化計画」を定めました。これにより人命の確保や迅速な復旧・復興の推進、経済社会の維持等、災害に備えた対応の推進を図ってまいります。

また、自主防災組織の結成・活動支援や防災士の資格取得支援を継続して行うほか、町消防団第2分団2部の小型ポンプ積載車の更新を進めてまいります。

ごみ減量化の推進につきましては、町独自に取り組んでまいりました生ごみの消滅処理事業については、費用等の課題があり令和2年度をもって終了といたしましたが、令和4年度におきましては消滅処理事業を試験的に一戸町と共同実施しCO₂の削減を図ってまいります。

また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域での自立した日常生活の支援のため、家庭から排出される一般廃棄物を、自らごみステーションまで出すことが困難な高齢者や障がい者世帯に対し、ごみを戸別に収集する事業「高齢者等ごみ出し支援事業」を創設し、令和4年度に関係予算を計上したところでございます。

道路整備につきましては、継続事業である町道参勤街道線ほか2路線の改良整備と本年度完了予定の町道赤石峠小玉川線の整備を進めるほか、新たに2路線の調査測量設計業務を進めてまいります。また、路線の適正な維持管理を図り、交通安全確保に努めてまいります。

住環境の整備につきましては、町営住宅長寿命化計画に基づき、令和3年度から4年度にわたり戸建て12棟を建築し、下新町住宅と山内住宅については解体を進めてまいります。

また、一般住宅の耐震診断費や耐震改修工事費への助成事業、住宅リフォーム奨励事業も継続実施し、住環境整備の支援を進めてまいります。

公共下水道事業につきましては、引き続き処理区域内における下水道の普及促進に努めるとともに、施設の維持管理に努め、公共用水域の自然環境の保全と生活環境の改善を図ってまいります。

水道事業につきましても、「安全な水の安定供給と健全な経営」を目標とし、効率的な事業運営を目指してまいります。また、水道施設の適切な維持管理等を行うとともに、老朽化した管路施設の計画的な更新に努めてまいります。

協働によるまちづくりの推進につきましては、地域の主体的な活動を支援する地域活動支援事業費補助金等により活動を支援するほか、若者会議を引き続き開催し意見を伺いながら、町づくりに若い世代や働き盛り世代が積極的に参画できるような環境の構築に努めてまいります。

社会変化に対応した行財政運営について申し上げます。

社会変化に対応した行財政運営につきましては、健全な財政運営に努めるとともに、行政サービスについてはデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、これらの活用により業務効率化を図り、行政サービスの向上と「自治体デジタルトランスフォーメーション」の推進に努めてまいります。

また、ICT環境の変化に対応した広報・情報発信媒体の有効活用に努め、住民サービスの向上に努めてまいります。

職員数の減少とともに令和3年度は多くの退職者があったことから、令和4年度におきましては、担当課長の兼務発令や再任用職員の担当課長への任用などとともに、課等の統廃合などを含めた機構改革にも取り組んでまいります。

以上をもちまして令和4年度の施政方針とさせていただきます。本定例議会には、人事、同意案件11件、人権擁護委員の推薦に関し意見を求める諮問2件、条例の一部改正に関する議案7件、一般会計補正予算に関する議案1件、令和4年度一般会計ほか当初予算案件6件の合わせて27件の議案と専決処分の報告を提出させていただきます。議員の皆様におかれましては、ご審議の上、全議案とも原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） これで施政方針演述が終わりました。

◎教育長の令和4年度教育行政方針演述

○議長（松浦満雄君） 日程第4、教育長の令和4年度教育行政方針演述を行います。
教育長、菅波俊美君。

〔教育長 菅波俊美君登壇〕

○教育長（菅波俊美君） 軽米町議会3月定例会の開会に当たり、令和4年度の教育行政の主な施策について、所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

軽米町の教育振興につきましては、議員各位をはじめ、学校、保護者、地域の方々など、多くの皆様のご努力により、児童生徒の健やかな成長と生涯学習の充実が図られてまいりましたことに深く感謝申し上げます。

令和3年度におきましては、各学校では、コロナ禍にあっても、十分な感染対策や健康観察を行い、創意・工夫の下に勉学や学校活動に励んでおります。

中でも、晴山小学校で取り組む新聞教育活動については、日本新聞協会の全国優秀学校賞を受賞するなど、その活動が高い評価を受けております。新聞教育につきましても、各学校でも取り入れており、今後の学力向上につながるものと期待しているところであります。

児童生徒の部活動やスポーツ少年団活動においても日頃の練習の成果を遺憾なく発揮し、各大会において優秀な成績を収めております。特に軽米バレーボール少年団の4年連続での県大会優勝は、町民にとっても大きな勇気と感動を与えてくれました。

生涯学習・社会教育事業については、事業規模を縮小しながらも、オリンピック・パラリンピックの関連事業も含め、計画に沿って進めてまいりました。中には、延期または開催を見合わせる事業もありましたが、協働参画の観点に立ち、関係する皆様のご意見を伺いながら、自治公民館活動、町民講座や寿大学、図書館事業、スポーツ事業等の推進をしてまいりました。

令和4年度におきましては、国・県の動向を十分に踏まえ、軽米町教育振興基本計画に基づき、軽米の将来を担う子供たちの健全な成長と生涯学習の町づくりをさらに発展させるため、教育行政のなお一層の推進に努めてまいります。

学校教育においては、新しい学習指導要領の趣旨に基づいた資質・能力の定着を図るとともに、学力向上、ICTをより効果的に活用した授業づくりの推進、地域に開かれた学校づくりとしてのコミュニティ・スクールの推進、社会教育においては、かるまい交流駅（仮称）の運営に向けた準備を進めてまいります。

以下、教育施策の重点事項について申し述べます。

学校教育の充実について申し上げます。

初めに、確かな学力を育む教育の推進について申し上げます。

学習指導要領に的確に対応しながら「分かる授業づくり」が推進されるよう、教員の学校訪問指導や研修等の一層の充実により、授業力向上を図ってまいります。

また、「確かな学力」の定着のため全ての学校に学力向上支援員の継続配置により、理解や習熟の程度に合わせ、個に応じたきめ細かな指導体制の充実を図るとともに、夏休み・冬休み期間に実施している、学習会の開催や、英語・漢字・数学の検定受検料の助成を行うなど、個々の児童生徒の学力の定着とさらなる向上に向けて、幅広い取組を進めてまいります。

また、小学校高学年の新聞を活用した新聞教育については、読み取る力や考える力、表現する力の向上が見られ、子供の学びへの成果も現れており、継続して実施してまいります。

キャリア教育の推進につきましては、地域の多岐にわたる産業や職業に触れ、自らが働くことの喜びや大切さを学び、将来の職業や自分の住む地域について深く考える機会とし、町内事業所のご指導とご協力をいただきながら、職場体験学習に取り組んでまいります。

グローバル人材の育成につきましては、小学校、中学校にそれぞれ外国語指導助手を配置し、外国語教育の一層の充実を図るとともに、外国の習慣や文化に対する興味や関心を高める国際理解教育の推進と国際感覚豊かな人材の育成に努めてまいります。

情報教育の推進につきましては、GIGAスクール構想により整備したICT機器をより効果的に活用した新たな授業づくりや幅広い活用に向けて、研修の一層の充実を図り、児童生徒の習熟度と学習意欲の向上に努めてまいります。

また、情報メディアと適切に関わる習慣形成のため、学校・家庭と連携し、情報社会に生きる力を育ててまいります。

豊かな心を育む教育の推進につきましては、道徳教育として、命の大切さを学ぶとともに、スポーツや伝統文化の継承など、家庭や地域と連携しながら、自らの生き方や人の在り方について考えを深める学習機会の拡充に努めてまいります。

生徒指導の充実につきましては、学校教育アドバイザー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び福祉など関係機関と連携し、児童生徒に寄り添った教育相談体制を確立してまいります。

いじめの防止につきましては、児童生徒の日常を注意深く見守るとともに、定期的なアンケートや面談の実施などにより、いじめの早期発見と迅速な対応に努め、組織的な対応強化を図ってまいります。

環境教育の推進につきましては、身近な地域の自然観察やリサイクルなどの体験活動、自然エネルギーの活用についての学習などを通して、意識の醸成を図ってまいります。

健やかな体を育む教育の推進につきましては、学校保健の充実とともに、規則正しい生活習慣を基本とし、スポーツに親しむ習慣づくりを進め、心身ともに健康な児童生徒の育成を図ってまいります。

通学路における危険防止のため、危険箇所の情報を共有し、家庭や地域、関係団体と連携して見守り活動の強化を図ってまいります。

学校給食につきましては、発達段階に応じた栄養管理と地産地消を取り入れた食育指導を推進してまいります。

特別支援教育の充実につきましては、福祉や医療機関と連携しながら実態把握と支援体制を確立し、適切な支援に努めます。また、各学校への特別支援員の配置により、きめ細かな対応に努めます。

地域に開かれた学校づくりの推進につきましては、学校が、より多くの地域住民の皆様と力を合わせ、学校運営に取り組む仕組みとして、令和4年度から全ての学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールをスタートいたします。各学校の活動の様子をホームページや学校通信等により、積極的に発信し、これまで以上に地域の皆様とともに子供たちの学びを支援してまいります。

教育環境の充実につきましては、各学校の要望に沿った備品整備や施設の維持管理に努めてまいります。

中高一貫教育につきましては、中高6年間を見通した地域学習（かるまい学）の取組や交流事業、各種交流活動など特色ある活動から、学力向上や健全育成につなげ、地域との連携を大切に推進してまいります。

県立軽米高等学校の教育活動を充実するため、質の高い学習活動への支援や通学支援の拡充を行い、引き続き魅力ある学校づくりを支援してまいります。

教職員研修の強化につきましては、県教育委員会と連携を図りながら、実践的な教員研修の実施により、「分かる授業づくり」と使命感を有する人材育成を進めてまいります。

このほか、教職員の服務規律の確保等にも鋭意取り組んでまいります。

生涯学習の推進について申し上げます。

本町の生涯学習に関する施策を推進するため、生涯学習推進本部を中心に、町民・団体・関係機関・行政が連携し、引き続き「協働参画による生涯学習の町づくり」を進めてまいります。

町全体の生涯学習活動を掲載した生涯学習カレンダーの全戸配布のほか、学習機会の情報提供に努めるとともに、自治公民館等での生涯学習活動を通して、地域コミュニティづくりを支援してまいります。

家庭と地域の教育力向上の推進につきましては、健やかな成長を育む家庭教育の支援として、発達段階に応じた家庭教育学級の充実を図り、併せて保健・医療・福祉等の関係団体との連携・協力により、相談体制や交流の場を提供してまいります。

青少年の心を育む学習活動の支援につきましては、音更町相互訪問研修会や子供会活動、伝統文化の継承など体験的な活動を通して、地域を見詰める機会や仲間づくりにより、将来を担う青少年が人間性豊かに成長するよう取り組んでまいります。

地域と学校の連携・協働の推進としては、地域住民が学校や子供たちと関わりを深め、子供たちの学びや成長を支えるため、保護者や地域住民の協力を得ながら、放課後の児童の安心安全な居場所づくりや登下校の見守り活動を実施してまいります。

また、情報メディアとの関わりや、基本的な生活習慣の向上につきましては、地域全体で子供を育む教育振興運動の取組を通して、学力向上と心身ともに健康な青少

年の育成に努めてまいります。

生涯にわたる学習活動の支援につきましては、町民の皆様の多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、豊かな学習機会や情報の提供に努めるとともに、社会参加活動の促進を図りながら、町民の主体的な学習活動の支援に努めてまいります。

また、高齢者が生きがいを持って健康で豊かな生活を送るための「第50期寿大学」では、学習内容の充実を図るとともに、高齢者の知恵や技術を積極的に活用した世代交流など、高齢者の社会参加を進めてまいります。

社会教育環境の整備充実について申し上げます。

中央公民館につきましては、学習活動の拠点として町民講座の開催や、各種の学習活動が展開されているほか、町文化協会をはじめ、様々な団体が活用しており、今後も利用しやすい施設運営を行ってまいります。

町立図書館につきましては、蔵書と図書館機能の充実を図り、利用者サービスの向上に努めるとともに、図書館支援協力会を中心にボランティアの皆様との協力をいただきながら、読書のつどいなど各種事業を展開し、親しみやすい図書館を目指してまいります。

かるまい交流駅（仮称）につきましては、これまでの公民館活動、図書館活動等を引き継ぐとともに、関係する機関や団体の皆様と連携し、開館に向けての準備を進めてまいります。

生涯スポーツの振興について申し上げます。

町民誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、心身ともに健康な生活を営むことが大切と考え、町民のスポーツの習慣化を図るため、スポーツ施設の利用促進や健康づくり事業との連携を図りながら事業推進してまいります。

町民総参加を目指して行うチャレンジデーの開催や、町内のこども園や保育園・子供会、中高生にも参加していただく町民体育祭の開催を通じて、スポーツによる地域のコミュニティづくりにも努めてまいります。

また、オリンピック・パラリンピックが開催されたことにより、スポーツ活動への関心が高まっていることから、各種団体が主催するスポーツ活動を支援し、競技人口の拡大や指導者人材の発掘・育成に努め、競技力の向上を図ってまいります。

多様で個性ある文化の創造について申し上げます。

芸術文化の振興につきましては、町民の芸術文化活動の成果を発表する機会として、町民文化祭、郷土芸能発表会、生涯学習フェスティバルなどを関係団体と協働して開催し、芸術文化の振興を図ってまいります。

郷土芸能については、貴重な文化遺産と位置づけ、その活動や後継者の確保など継続した支援により保存と継承に努めます。

また、有形・無形文化財の適切な調査・記録保存に努めるとともに、文化財展の

開催や体験事業を通して、広く町民に公開する機会をつくってまいります。

以上、令和4年度の教育行政の基本的な方向について概略を申し上げました。軽米町教育委員会といたしましては、町民各位の深いご理解とご協力をいただきながら、全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位の特段のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） これで教育行政方針演述が終わりました。

ここで感染予防のための換気をする休憩をいたします。15分間、正面の時計で11時5分まで休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第5、同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 同意案第1号の提案理由をご説明申し上げます。

同意案第1号は、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることでございます。地方自治法第423条第3項の規定に基づき、軽米町大字晴山第24地割106番地の1、本田芳廣氏を固定資産評価審査委員会の委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

本田氏の経歴でございますが、昭和24年11月12日生まれで、昭和43年3月に岩手県立軽米高等学校を卒業され、同年7月郵政省盛岡地方貯金局に入局されました。その後、二戸、金田一、戸田、江刺家、軽米の郵便局に勤務し、平成22年3月、軽米郵便局を最後に退職されております。その間、金田一郵便局では副局長、江刺家郵便局からは局長を歴任されております。退職後は、行政連絡区長、各種選挙における投票立会人、投票管理者など、地域や軽米町の行政運営にご協力をいただいております。今回、前任者の任期が令和4年3月12日までとなっておりますことから、その後任として幅広く郵政業務に従事され、識見を有していることから、固定資産評価の審査に貴重なご意見をいただけるものと期待し、同氏を適任と考え、提案するものでございます。

ご同意賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

中村正志君。

○4番（中村正志君） 委員の人選については、特に問題はないのですけれども、先ほど前任の方が3月12日までの任期であるというふうなことでしたので、新たに選任するとなれば、本田さんはいつからいつまで、任期としていつまでの任期なのか。

あわせて、固定資産評価審査委員会の軽米町の定数は何人なのか。1人だけではないと思いますけれども、そここのところをお伺いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） それでは、税務会計課総括課長、福島貴浩君。

○税務会計課総括課長（福島貴浩君） ただいまの中村議員のご質問にお答えします。

新たに任命になります本田芳廣様の任期につきましてですけれども、3月13日から3年間となります。

固定資産の委員につきましては、3名で運営しております。

以上で答弁を終わります。

○議長（松浦満雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

◎同意案第2号から同意案第11号までの一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第6、同意案第2号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてから日程第15、同意案第11号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてまでの10件を一括して議題といたします。

最初に、同意案第2号から同意案第9号までと同意案第11号の合わせて9件について説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 同意案第2号から同意案第9号と同意案第11号の農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについての9件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本同意案は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、委員の任命に関し議会の同意を求めるものでございます。

初めに、同意案第2号は、西舘聡氏でございます。西舘氏は、昭和35年生まれでございます。新蛇口地域資源保全会からの推薦によるものでございます。地域農業のリーダ的立場にあり、適任者としてご推薦をいただいたところであり、自身は、これまで葉たばこを中心とした畑作に取り組まれており、地域の中心的農業者として活躍されております。今後、農業委員としてさらなる活躍が期待されるものでございます。

続きまして、同意案第3号は、笹山結実男氏でございます。笹山氏は、昭和36年生まれでございます。農地利用最適化推進委員を1期務められた後、平成31年4月からは農業委員として、また会長職務代理者として会長を支えてこられました。農業委員以外にも各種行政委員等を歴任され、地域からの信頼も厚く、また水稻生産にも取り組む担い手としても今後の活躍が期待されるものでございます。引き続き、農業委員として適任であり、ご提案するものであります。

続きまして、同意案第4号は、福田光雄氏でございます。福田氏は、昭和22年生まれでございます。これまでの経験を生かし、地域農業の振興のため努力されたいと応募されました。平成16年より農業委員を務められており、自身は認定農業者として水稻と畑作に取り組まれ、地域の中心的農業者としても活躍されております。引き続き、農業委員として適任者であり、ご提案するものであります。

続きまして、同意案第5号は、安田正一郎氏でございます。安田氏は、昭和22年生まれでございます。平成31年4月から農業委員を務められております。地域の農業事情にも精通し、農業委員会法で定める利害関係を有しない中立的立場の委員としてご尽力いただいているところであります。また、長年自身も水稻と野菜づくりに携われており、今後も活躍が期待されるものでございます。

続きまして、同意案第6号は、木村正司氏でございます。木村氏は、昭和33年生まれでございます。農業を取り巻く課題に取り組んでいきたいと応募されました。自身は、葉たばこ栽培のほか、水稻栽培にも取り組み、認定農業者でもあります。農地利用最適化推進委員を2期務められており、農業委員会の活動に精通されております。地域農業の担い手としても今後の活躍が期待され、農業委員として適任者であることから、ご提案するものであります。

続きまして、同意案第7号、苅谷雅行氏でございます。苅谷氏は、昭和30年生まれでございます。新岩手農協農家組合協議会北部支部軽米地区からの推薦によるものでございます。農業委員を平成28年4月から務められ、現在2期目であります。自身は、水稻栽培に取り組むとともに、新岩手農協をはじめとする農業団体の要職を務められており、農業に関係する知識、経験も豊富でございます。地域でも主体的に活躍されており、適任者としてご推薦いただいたところであります。

続きまして、同意案第8号、下谷地敦雄氏でございます。下谷地氏は、昭和36年生まれでございます。これまでの農業委員としての経験を生かしたいと応募されました。平成22年1月より農業委員を務められており、また岩手県農業農村指導士としても後進の指導にも当たるなど、地域の中心的農業者として活躍されております。引き続き、農業委員として適任者であり、ご提案するものであります。

続きまして、同意案第9号、畑林悦男氏でございます。畑林氏は、昭和40年生まれでございます。北いわて和牛改良組合軽米支部からの推薦でございます。平成28年4月より2期、農業委員を務められております。自身では、長年和牛の繁殖経営に取り組み、認定農業者であり、地域の中心的農業者として活躍されております。引き続き、農業委員として適任者であり、ご提案するものであります。

続きまして、同意案第11号、細谷地司氏でございます。細谷地氏は、昭和39年生まれでございます。笹渡地区農業者からの推薦を受けております。認定農業者として畜産経営を中心に、水稻生産にも取り組みられており、地域の中心的農業者として活躍されております。農業委員は、平成31年4月より務められておりまして、引き続き農業委員として今後の活躍が期待されるものでございます。

以上が農業委員会の委員の任命につきましての同意案9件の提案となります。ご審議の上、全ての案件につきましてご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。

中村正志君。

○4番（中村正志君） 今提案されたのが9件ということは、これはどういう意味でしょうか。9件。10人の議案があるのですけれども、同意案が10人分あるのだけでも、なぜ9件分しか提案しないのかと。

○議長（松浦満雄君） 私からお答えしますが、1名はこの会議場におりまして、退席してもらって、後ほどということにしております。これ終わってから、次の議案でよろしいですか。

○4番（中村正志君） 普通であれば、もう退席してもらって、一括してやるべきではないですか。

○議長（松浦満雄君） 議会運営委員会でこのような結論になりましたので。それでは、よろしいですか。

中村正志君。

○4番（中村正志君） では、それはそれでいいですけども、農業委員の提案ですけども、応募期間があつて、3年間であつて、今2月に多分何か応募期間があつたなというふうにちょっと記憶しているのですけれども、何人応募されたのかということ。10人なのか何なのか。また、それから多分それ応募された方々に対して審査されると思いますけれども、先ほどの提案の中でそれぞれの適任理由等もありましたけれども、その中でまず1つは、今現在男女共同参画の計画を策定中だということの前の説明いただきましたけれども、今回の中には女性が入っていないということであれば、本来ならば女性も入るべきではないのかなというふうな私の考えはあるのですけれども、女性の公募、多分公募ということであれば、本人が手を挙げない限りはうまくない、選任できないということがあるかもしれませんけれども、女性の公募等について働きかけ等はされなかったのかということが1つ。

もう一つは、10人、後からもう一件ですけども、年代を見ましたところ、私50代が2人、60代が6人、70代が2人と。これからの新しい農業を進めていくというふうなことの町長の考えもあるようですし、町づくりに若い世代の考え方をどんどん取り入れていきたいというふうなお話もありました。これに先立って、農業委員の選定等についても若い世代、40代以下の人たちの、そういうふうな参画が必要ではないのかなというふうに私は思うわけですけども、そういう方々に対する委員の公募に対する働きかけも行われなかったのか、その辺のところ、誰かが出てくれというわけではないと思いますけれども、そういう周りに対しての機運の醸成というか、そういうのがあつてもよかったのかなというふうに思うわけですけども、その辺のところはなかったのか、この2点、お伺いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） それでは、ただいまの質問について、農業委員会事務局長、江刺家雅弘君。

○農業委員会事務局長（江刺家雅弘君） ただいまの中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、応募された人数でございますけれども、農業委員の定数は10名ということでございましたけれども、併せまして農地利用最適化推進委員という方も実際10名おられます。それらを含めまして、最適化委員と農業委員ということで15名の方が農業委員のほうに応募された方がおられました。

それで、2月10日までの締切りで、2月14日ですけども、2月14日に軽米町農業委員会の委員候補者審査委員会を開催いたしまして、その中で農業委員の10名の方を、推薦候補を委員会のほうで任命というか、選んだというふうな形に

なります。その中で、農業委員会法第8条第5項等に記載されておりますけれども、まず10名のうち過半数以上が認定農業者でなければならないというのがもう法律化されております。現在応募された方の中で、認定農業者は6名でした。なので、過半数以上なので、6名以上の認定農業者を選ばなければならないということで、必然的に認定農業者6名の方を、もう農業委員というような形にいたしました。

その中で、先ほどの説明の中ですけれども、女性の委員の登用ということで、実際現職の方でございまして、農業委員に2名の方も応募されておりました。農業委員につきましては、最適化推進委員10名の方を規則で各地域ごとに人数を割り振りしてございます。4名と3名。軽米地区が4名、あと小軽米、晴山地区が3名、3名ということで10名の地区割りをしてございます。農地等の確認の際にも地区から2人セットということで決めてございますので、そういうふうな割合の中で、既に晴山地区の方が2名の方がおられましたけれども、晴山地区3名ということで、その中でも認定農業者という方が限られておりましたので、なかなか女性の委員を登用というような形にはなりません。今後につきましては、先ほど農業委員も高齢化している、若い世代の起用ということですので、いずれ若い農業者の認定農業者にどんどん担ってもらって、女性の農業委員という方もどんどん担ってもらうよう努力してまいりたいと思います。それで、女性につきましては、次期のまた農業委員の改選に向けて、そのような取組をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） ほかにございませんか。

3番、江刺家静子君。

○3番（江刺家静子君） 審査委員会委員のメンバーというのは、どういう方なるのでしょうか。

もう一つは、農業委員と最適化推進委員の報酬は幾らかお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 農業委員会事務局長、江刺家雅弘君。

○農業委員会事務局長（江刺家雅弘君） ただいまの江刺家議員のご質問にお答えいたします。

委員のメンバーにつきましては、委員長が総務課総括課長でございます。副委員長が、私、産業振興課の総括課長、あとの委員3名につきましては、担当課の農政企画の担当課長、それと農林振興の担当課長の4名がこの組織のメンバーとなっております。

また、先ほどの最適化推進委員と農業委員の報酬につきましては、資料を持ち合わせておりませんので、後で説明したいと思います。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） ほかにございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第2号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてから同意案第9号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてまでと、同意案第11号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてまでの合わせて9件を採決します。この採決は議案ごとに起立によって行います。

同意案第2号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第2号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

同意案第3号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第3号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

次に、同意案第4号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第4号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

次に、同意案第5号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第5号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

次に、同意案第6号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第6号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

ては同意することに決定しました。

同意案第7号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第7号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

同意案第8号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第8号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

同意案第9号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第9号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

同意案第11号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第11号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

次に、同意案第10号に入るわけですが、本件は山田一夫君の一身上に関する事件でありますので、山田一夫君の退席を求めます。

（農業委員会会長 山田一夫君退場）

○議長（松浦満雄君） それでは、同意案第10号について説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） それでは、同意案第10号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてご説明を申し上げます。

氏名は、山田一夫氏でございます。山田氏は、昭和36年生まれでございます。軽米町の農業発展のために務めたいと応募されました。平成20年4月より農業委員を務められております。認定農業者でもある農事組合法人アグリプロ軽米の代表理事として地域農業の中心的農業者として活躍されております。また、平成31年4月からは農業委員会会長を務められております。引き続き、農業委員として適任者であり、ご提案をするものであります。ご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

ろしくお願いをいたします。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第10号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

同意案第10号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第10号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

山田一夫君の入場を許可します。

（農業委員会会長 山田一夫君入場）

◎諮問第1号及び諮問第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第16、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてと日程第17、諮問第2号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについての2件を一括して議題といたします。

諮問第1号及び諮問第2号について、提出者の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 諮問第1号、第2号の人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

諮問第1号、第2号とも、令和4年6月30日で任期満了に伴う後任の委員の推薦に関わるものでございまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員として推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

諮問第1号は、軽米町大字軽米第8地割16番地の5、田頭トヨ子氏を人権擁護委員として適任と考え、提案するものでございます。

田頭氏は、昭和22年5月29日のお生まれで、昭和41年3月に岩手県立軽米高等学校を卒業後、昭和46年から用務員として軽米小学校をはじめ、町内の小中

学校で勤められました。退職後は、平成21年より軽米町食生活改善推進員として活動され、平成30年からは同協議会の会長を務められております。さらに、平成28年からは、民生委員、児童委員を務められており、地域社会のためにご尽力をいただいております。令和元年7月より人権擁護委員として幅広く活動いただいておりますが、このたび任期満了となりますことから、引き続き活動いただきたいと考え、推薦するものでございます。

次に、諮問第2号は、軽米町大字小軽米第11地割19番地、中野武美氏を人権擁護委員として適任と考え、提案するものでございます。

中野氏は、昭和31年10月2日のお生まれで、昭和50年3月に岩手県立軽米高等学校を卒業後、同年4月から軽米町役場に勤務されております。平成25年4月に健康福祉課長、平成26年に町民生活課長を歴任され、福祉関係や住民生活に関わる行政に精通されている方でございます。平成29年3月に定年退職されて、現在は再任用として町民生活課に勤務されております。地域におかれましては、平成28年から小軽米水利組合の役員として、また令和3年から小軽米生産森林組合の役員としてご尽力いただいております。地域住民からの信望も厚く、人権擁護委員として活動いただくにふさわしい方であると確信し、推薦するものでございます。

以上、提案理由を申し述べまして、両名について議会の意見を求めるものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。

中村正志君。

○4番（中村正志君） 今の説明で分かった部分がありますけれども、田頭さんは再任ということ、中野さんは新任ということですが、中野さんの新任ということは前任者がいたと思えますけれども、前任者、どなたの代わりになるのか。

それから、これは、任命は国のほうでやられると思うのですが、いつからいつまでの任命になるのか。

あと、もう一つは、軽米町における人権擁護委員は定数何人いらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） ただいまの中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、新たに中野氏を人権擁護委員としてご提案することに関しまして、前任者についてのご質問がございました。前任者は、小軽米郵便局長の新井田氏でございます。新井田氏からは、今回を限りといたしましてご辞退したいという申出がございましたので、お受けしたものでございます。

次に、任期でございますが、3年の任期となりまして、令和4年7月1日から令

和7年6月30日までの任期となるものでございます。

定数につきましては、現在2名ということになります。

以上、ご答弁いたします。

すみません、先ほどの答弁を一部訂正させていただきます。定数は、4名となります。4名でございますが、4名のうち2名、今回推薦をお願いしたいということでございます。

○議長（松浦満雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてと諮問第2号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについての2件を採決します。この採決は議案ごとに起立によって行います。

諮問第1号、本件は適任と認め、答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては適任と認め、答申することに決定しました。

次に、諮問第2号、本件は適任と認め、答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては適任と認め、答申することに決定しました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（松浦満雄君） 日程第18、報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提出の説明を求めます。

総務課総括課長、梅木勝彦君。

〔総務課総括課長 梅木勝彦君登壇〕

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 報告第1号 専決処分事項の報告につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、

同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、公用車による物損事故の損害賠償の額の決定及び和解について、1月13日に専決処分したものでございます。

和解及び損害賠償の相手方は、専決処分書に記載のとおりでございます。

損害賠償の額は13万9,579円でございます。

和解の内容でございますが、損害賠償の額を前述の金額とし、当事者は今後本件に関して異議を申し立てないとする内容でございます。

損害賠償の原因につきましては、令和3年12月13日の午後1時50分頃、晴山小学校敷地内において、職員が公用車を駐車する際に、敷地内に停車してある相手方が所有する車両に接触し、損害を与えたものでございます。

以上、報告第1号の専決処分事項の報告といたします。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件は承認を求める事案ではありませんので、以上で終了いたします。

◎議案第1号から議案第14号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦満雄君） 日程第19、議案第1号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例から日程第32、議案第14号 令和4年度軽米町水道事業会計予算の合わせて14件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号 令和3年度軽米町一般会計補正予算（第8号）及び議案第9号 令和4年度軽米町一般会計予算の合わせて5件について、総務課総括課長、梅木勝彦君。

〔総務課総括課長 梅木勝彦君登壇〕

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 議案第1号から第3号及び議案第8号、第9号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号は、軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、令和3年度の人事院及び岩手県人事委員会による勧告におきまして、出産や育児に関する休暇の拡充や取得促進に関する措置が盛り込まれました。これらの状況から、育児短時間勤務制度を導入することといたしまして、必要な改正をしようとするものでございます。

内容でございますが、第2条に規定しております1週間の勤務時間につきまして、育児短時間勤務の承認を受けた職員の勤務時間は、承認を受けた内容を基に任命権者が定める旨を規定いたしました。

第3条及び第4条におきましては、週休日及び1日の勤務時間に関する割り振りについて規定しているものでございます。

2ページを御覧願います。第7条では、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として、規則に定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務時間以外の勤務をすることを命ずることができる旨を規定いたしました。

3ページ目の第11条においては、1週間の勤務時間や出勤回数に応じて年次有給休暇の付与日数を調整する旨を規定したもので、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置として、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これも議案第1号と同様の趣旨によるもので、改正の内容といたしましては、育児短時間勤務制度を導入するために必要な条項を追加するというものでございます。

第7条には、育児短時間勤務をすることができない職員を規定し、次のページ、第8条では育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情について規定しております。

第9条では、育児短時間勤務の形態を、議案の4ページに入りますが、第10条では育児短時間勤務の承認、または期間の延長の請求手続を、第11条では育児短時間勤務の承認の取り消し事由について規定しております。

さらに、第12条では、短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情を、第13条では短時間勤務に係る職員への通知について、第14条では短時間勤務職員の任用に係る任期の更新についてなど、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちらも議案第1号及び第2号と同様の趣旨によるもので、改正の内容といたしましては、第5条の2は育児短時間勤務職員の給料月額に関する規定を、第13条では時間外勤務手当の割増率についてを、次のページの第19条及び第20条におきましては期末手当及び勤勉手当の基準となる給料につきまして規定しているものでございます。

また、3ページの別表第3、級別基準職務表では、笹渡保育園閉園によりまして、4級から6級までの欄に規定されている笹渡保育園長を削除するなど、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第 8 号についてご説明申し上げます。議案第 8 号は、令和 3 年度軽米町一般会計補正予算（第 8 号）でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 7, 109 万 8, 000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 71 億 1, 574 万 3, 000 円とするものでございます。

繰越明許費といたしましては、3 ページの第 2 表に住民情報システム改修事業 190 万 8, 000 円ほか合わせて 4 事業、4 億 8, 327 万 8, 000 円を本補正予算に計上してございます。

6 ページを御覧願います。歳入につきましては、11 款の地方交付税は配分額確定により 1 億 2, 284 万 6, 000 円を計上しております。

15 款の国庫支出金でございますが、これは通知カード、個人番号カード関連事務交付金で、同額を歳出にも計上しております。

第 16 款県支出金、2 億 4, 752 万 5, 000 円の減額、及び第 22 款町債、3, 860 万円の減額、合わせまして 2 億 8, 726 万 7, 000 円の減額でございますが、これはライスセンター整備事業が事業採択にならなかったことから、減額するものでございます。

次に、議案第 9 号についてご説明申し上げます。議案第 9 号は、令和 4 年度軽米町一般会計予算でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73 億 5, 200 万円と定めるとともに、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用につきまして、議案書に記載のとおり定めようとするものでございます。

議案第 1 号から第 3 号及び議案第 8 号、第 9 号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第 4 号 軽米町税条例の一部を改正する条例について、税務会計課総括課長、福島貴浩君。

〔税務会計課総括課長 福島貴浩君登壇〕

○税務会計課総括課長（福島貴浩君） 議案第 4 号の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第 4 号は、軽米町税条例、昭和 30 年 3 月 31 日、条例第 38 号の一部を改正する条例の議決をお願いするものであります。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律、令和 3 年法律第 66 号の施行に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

1 ページを御覧ください。第 128 条から第 130 条につきましては、国民健康保険税の被保険者に係る規定を明確化するために、条文中に基礎課税額を明記するものであります。

第 130 条の 2 から第 138 条につきましては、法の改正に合わせて、所要

の規定を整理するものであります。

第131条につきましては、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等、課税額の所得割額の不要な規定を削除するものであります。

2ページを御覧ください。第138条につきましては、国民健康保険税の納税義務者の発生、消滅等に伴う賦課について、規定を整理するものであります。

第148条第1項につきましては、国民健康保険税の減額について、引用する地方税法の条項が改正されたことから、条項を整理し、条例第128条から第130条と同様に、規定を明確化するために基礎課税額を明記するものであります。

4ページを御覧ください。第148条第2項につきましては、新たに未就学児の被保険者均等割の減額する規定を設けるものでございます。具体的には、未就学児ゼロ歳から6歳の小学校に入学する前に係る被保険者均等割額を減額する内容となっております。

基礎課税額につきましては、7割軽減世帯の未就学児の均等割額は現行5,100円から半額の2,250円とするものでございます。5割軽減世帯の未就学児の均等割額は、現行8,500円から半額の4,250円へ、2割軽減世帯の未就学児の均等割額は現行1万3,600円から半額の6,800円へ、一般世帯の未就学児の均等割額は現行1万7,000円から半額の8,500円に減額しようとするものであります。

あわせて、後期高齢者支援金分につきましても、7割軽減世帯の未就学児の均等割額は現行1,800円から半額の900円とするものでございます。5割軽減世帯の未就学児の均等割額は、現行3,000円から1,500円へ、2割軽減世帯の未就学児の均等割額は現行4,800円から2,400円へ、一般世帯の未就学児に係る均等割額は現行6,000円から3,000円へ減額しようとするものであります。

4ページの下段を御覧ください。148条の2につきましては、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例について、条例の改正に伴い、所要の規定を整備するものであります。

5ページから10ページを御覧ください。附則第19条から第21条、第23条から第30条につきましては、公的年金等に係る国民健康保険税の課税の特例のほか、長期譲渡所得、一般株式に係る譲渡所得、上場株式に係る譲渡所得、先物取引に係る雑所得、土地の譲渡に係る事業所得など、ご説明いたしました第148条の改正により項を加えることから、規定の整備をするものであります。

11ページを御覧ください。施行期日につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律の施行日に合わせまして、附則により令和4年4月1日としております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますよう、よろしくお願い致します。

- 議長（松浦満雄君） 議案第5号 へき地保育所設置条例を廃止する条例及び議案第12号 令和4年度軽米町介護保険特別会計予算の2件について、健康福祉課総括課長、内城良子君。

〔健康福祉課総括課長 内城良子君登壇〕

- 健康福祉課総括課長（内城良子君） 議案第5号及び議案第12号について提案理由をご説明申し上げます。

議案第5号は、へき地保育所設置条例を廃止する条例でございます。内容でございますが、令和4年3月31日をもって笹渡保育園が閉園することに伴い、へき地保育所を廃止しようとするものでございます。

次に、議案第12号について提案理由をご説明申し上げます。議案第12号は、令和4年度軽米町介護保険特別会計予算でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,688万7,000円と定め、一時借入金の借入の最高額につきまして1,500万円を定めようとするものです。

議案第5号及び議案第12号について、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第6号 軽米町ミレットパーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び議案第7号 雪谷川ダムフォリストパーク・軽米設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の2件について、産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

〔産業振興課総括課長 江刺家雅弘君登壇〕

- 産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 議案第6号、議案第7号の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第6号は、軽米町ミレットパーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について議決をお願いするものでございます。改正内容は、施設開業以来、見直しされていなかった利用料金及び老朽化により既に使用されていない施設名を修正するものであります。

議案第7号は、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。改正内容は、議案第6号と同様、施設開業以来、見直しされていなかった利用料金及び老朽化により既に使用されていない施設名を修正するものであります。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第10号 令和4年度軽米町国民健康保険特別会計予算及び議案第13号 令和4年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算の2件について、町

民生活課総括課長、松山篤君。

〔町民生活課総括課長 松山 篤君登壇〕

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 議案第10号及び議案第13号について提案理由をご説明申し上げます。

最初に、議案第10号についてご説明申し上げます。議案第10号は、令和4年度軽米町国民健康保険特別会計予算でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億656万円と定め、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、議案書記載のとおりでございます。

次に、議案第13号についてご説明を申し上げます。議案第13号は、令和4年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,391万5,000円と定め、一時借入金につきましては議案書記載のとおりでございます。

以上、議案第10号及び議案第13号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 議案第11号 令和4年度軽米町下水道事業特別会計予算及び議案第14号 令和4年度軽米町水道事業会計予算の2件について、地域整備課総括課長併任水道事業所長、工藤薫君。

〔地域整備課総括課長併任水道事業所長

工藤 薫君登壇〕

○地域整備課総括課長併任水道事業所長（工藤 薫君） 議案第11号 令和4年度軽米町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書をお開きください。令和4年度の軽米町下水道事業特別会計の予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億889万3,000円と定めるものでございます。そのほか、地方債、一時借入金を定めるものでもございます。前年度比較で833万2,000円を減とするものでございます。主な事業は、公営企業法適用事業でございます。

お手元の資料、議案第11号関係資料により予算概要の説明をさせていただきます。下水道事業特別会計予算説明資料をお開きください。歳入でございますが、1款の分担金及び負担金、予算額7万6,000円で前年度比較30万1,000円の減、下水道受益者分担金でございます。

2款の使用料及び手数料、予算額2,704万6,000円で、前年度比較84万6,000円の増、下水道使用料等でございます。

3款の繰入金、予算額7,376万9,000円で、前年度比較607万7,000円の減、一般会計繰入金でございます。

4款の繰越金、5款の諸収入の予算額は、それぞれ1,000円、前年度と同額

でございます。

6 款の町債は、予算額 8 0 0 万円で前年度比較 2 8 0 万円の減、下水道事業債と
なっております。

次に、歳出でございます。1 款総務費、予算額 1, 6 1 3 万 9, 0 0 0 円で、前
年度比較 7 9 8 万 2, 0 0 0 円の減、人件費等一般管理費に要する経費でございま
す。

2 款の公共下水道費は、予算額 3, 0 0 4 万 1, 0 0 0 円で、前年度比較 8 3 万
3, 0 0 0 円の減、施設維持管理費に要する経費でございます。

3 款の公債費、予算額 6, 1 7 1 万 3, 0 0 0 円で、前年度比較 4 8 万 3, 0 0
0 円の増、下水道事業債の元金及び利子償還金でございます。

4 款の予備費は、不測の事態に備え、予算額 1 0 0 万円で前年度と同額とさせて
いただいております。

以上、令和 4 年度下水道事業特別会計予算について説明させていただきました。

続きまして、議案第 1 4 号 令和 4 年度軽米町水道事業会計予算についてご説明
申し上げます。予算書をお開きください。第 1 条の総則のとおり、令和 4 年度軽米
町水道事業会計の予算は、次のとおり定めるものでございます。

第 2 条の業務予定量ですが、給水戸数を 2, 3 8 8 戸、年間総給水量 5 8 万 1,
0 8 0 立方メートル、1 日平均給水量は 1, 5 9 2 立方メートル、主な建設改良事
業は老朽管更新事業でございます。

3 条の収益的収入及び支出ですが、収入は水道事業収益を 3 億 3, 7 3 9 万 2,
0 0 0 円と定め、支出は水道事業費用を 3 億 3, 5 5 3 万 6, 0 0 0 円と定めるも
のでございます。

第 4 条の資本的収入及び支出ですが、資本的収入を 8, 5 7 6 万 4, 0 0 0 円と
定め、資本的支出を 2 億 9, 7 0 8 万 8, 0 0 0 円と定めるものでございます。資
本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 1, 1 3 2 万 4, 0 0 0 円は、過
年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第 5 条の企業債ですが、老朽管更新事業に 4, 8 0 0 万円の限度額を設定するも
のでございます。

第 6 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与
費 2, 7 4 1 万 3, 0 0 0 円を計上してございます。

第 7 条の他会計からの補助金ですが、一般会計からの補助金を 9, 0 7 2 万 3,
0 0 0 円としてございます。

第 8 条のたな卸資産購入限度額ですが、1, 0 5 2 万 8, 0 0 0 円と定めるもの
でございます。

以上、令和 4 年度水道事業会計予算について説明させていただきました。ご審議

の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案14件については、後ほど特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案14件については、委員会条例第5条第1項の規定によって、令和4年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案14件については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、令和4年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日以降の特別委員会は委員長から通知されます。

次の本会議は、3月3日、午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。

（午後 零時18分）